審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法	法令番号	昭和 23 年法律第 242 号
手続名	信用事業規程の変更又は廃止の認可（漁連）	根拠条項	第９２条第１項（第１１条の４第３項準用）

審査基準	
	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成５年大蔵省・農林水産省令第２号）第５条の規定によることとする。

受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間	２月	目次№	１１１
						標準経由期間	日		